

総社市告示第67号

総社市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱等の一部を次のように改正する。

平成26年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

(総社市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱の一部改正)

第1条 総社市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱(平成22年総社市告示第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、<u>高等職業訓練促進給付金</u>を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、<u>高等職業訓練修了支援給付金</u>を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、もって母子家庭及び父子家庭の経済的自立に資することを目的とする。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等職業訓練促進給付金</u>(以下「<u>訓練促進給付金</u>」という。)</p> <p>(2) <u>高等職業訓練修了支援給付金</u>(以下「<u>修了支援給付金</u>」という。)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者。以下同じ。)を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。)であって、次条に規定する資格(以下「<u>対象資格</u>」という。)を取得するために修業している</p>	<p>総社市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父に対し、就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、<u>高等技能訓練促進費</u>を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、<u>入学支援修了一時金</u>を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、もって母子家庭及び父子家庭の経済的自立に資することを目的とする。</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等技能訓練促進費</u>(以下「<u>訓練促進費</u>」という。)</p> <p>(2) <u>入学支援修了一時金</u>(以下「<u>一時金</u>」という。)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父(母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のない者で現に児童(20歳に満たない者。以下同じ。)を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。)であって、次条に規定する資格(以下「<u>対象資格</u>」という。)を取得するために修業している</p>

改正後	改正前
<p>している次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 過去に<u>訓練促進給付金</u>又は<u>修了支援給付金</u>の支給を受けていないこと。</p> <p>(支給期間等)</p> <p>第5条 <u>訓練促進給付金</u>の支給の対象となる期間(以下「支給期間」という。)は、修業期間の全期間とし、24箇月を上限とする。</p> <p>2 <u>訓練促進給付金</u>は、月を単位として支給するものとし、支給の申請があった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月(以下「支給対象月」という。)まで支給するものとする。ただし、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合(夏期休暇等年間学習カリキュラムに組みこまれているものを除く。)には、当該月については支給しないものとする。</p> <p>3 <u>訓練促進給付金</u>の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月(休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月)から、復学の日の属する月の前月(復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月)までの間については、<u>訓練促進給付金</u>は支給しない。</p> <p>4 休学した者が復学した場合には、第3条に規定する対象者に該当することを確認の上、<u>訓練促進給付金</u>の支給を再開することができる。この場合において、休学により<u>訓練促進給付金</u>を支給しなかった期間は、第1項に規定する「支給期間」に含めないものとする。</p> <p>5 <u>修了支援給付金</u>は、養成機関における修業を修了した日(以下「修了日」という。)の翌日以後に支給するものとする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 <u>訓練促進給付金</u>の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が<u>訓練促進給付金</u>の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該<u>訓練促進給付金</u>の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区</p>	<p>次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 過去に<u>訓練促進費</u>又は<u>一時金</u>の支給を受けていないこと。</p> <p>(支給期間等)</p> <p>第5条 <u>訓練促進費</u>の支給の対象となる期間(以下「支給期間」という。)は、修業期間の全期間とし、24箇月を上限とする。</p> <p>2 <u>訓練促進費</u>は、月を単位として支給するものとし、支給の申請があった日の属する月から支給すべき事由が消滅した日の属する月(以下「支給対象月」という。)まで支給するものとする。ただし、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合(夏期休暇等年間学習カリキュラムに組みこまれているものを除く。)には、当該月については支給しないものとする。</p> <p>3 <u>訓練促進費</u>の支給を受けて養成機関に修業している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月(休学を始めた日が月の初日の場合は、その日の属する月)から、復学の日の属する月の前月(復学の日が月の末日である場合は、その日の属する月)までの間については、<u>訓練促進費</u>は支給しない。</p> <p>4 休学した者が復学した場合には、第3条に規定する対象者に該当することを確認の上、<u>訓練促進費</u>の支給を再開することができる。この場合において、休学により<u>訓練促進費</u>を支給しなかった期間は、第1項に規定する「支給期間」に含めないものとする。</p> <p>5 <u>一時金</u>は、養成機関における修業を修了した日(以下「修了日」という。)の翌日以後に支給するものとする。</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 <u>訓練促進費</u>の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が<u>訓練促進費</u>の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該<u>訓練促進費</u>の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含</p>

改正後	改正前
<p>民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略 (支給申請)</p> <p>第7条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 当該カリキュラムの修了証明書の写し(修了支援給付金の支給申請に限る。)</p> <p>2 訓練促進給付金の支給の申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとする。</p> <p>3 修了支援給付金の支給の申請は、修了日を経過した日以後に行うことができ、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。 (支給決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請書類を受け付けたときは、速やかにこれを審査し、支給の適否を決定し、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書又はひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等不支給通知書により通知するものとする。 (修業状況の確認)</p> <p>第9条 訓練促進給付金の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、支給対象月の出席状況等について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等に係る修業確認書又はこれに代わる証明書を翌月10日までに市長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>2 一時金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略 (支給申請)</p> <p>第7条 給付金の支給を受けようとする者は、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。</p> <p>(1)～(4) 略 (5) 当該カリキュラムの修了証明書の写し(一時金の支給申請に限る。)</p> <p>2 訓練促進費の支給の申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとする。</p> <p>3 一時金の支給の申請は、修了日を経過した日以後に行うことができ、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。 (支給決定)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請書類を受け付けたときは、速やかにこれを審査し、支給の適否を決定し、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給決定通知書又はひとり親家庭高等技能訓練促進費等不支給通知書により通知するものとする。 (修業状況の確認)</p> <p>第9条 訓練促進費の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、支給対象月の出席状況等について、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等に係る修業確認書又はこれに代わる証明書を翌月10日までに市長に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>(受給資格等の変更の届出)</p> <p>第10条 受給者は、申請書の記載事項その他受給資格等に変更が生じた場合には、14日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給資格変更届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(受給資格喪失の届出)</p> <p>第11条 受給者が第3条の規定に該当しなくなったときは、14日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 虚偽の申請により訓練促進給付金若しくは修了支援給付金の支給を受けようとし、又は受けたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書により当該受給者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に訓練促進給付金又は修了支援給付金が支給されているときは、その返還を命ずることができる。</p> <p>(修了報告)</p> <p>第13条 受給者は、修業期間が終了したときは、修了日から14日以内に修了を証する書類を添えて、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給対象資格受講修了報告書を市長に提出するものとする。</p> <p>(給付金の請求)</p> <p>第14条 受給者が、給付金の支払いを受けようとするときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等請求書を市長に提出し、市長はこれに基づき口座振替の方法により給付金を支給するものとする。</p>	<p>(受給資格等の変更の届出)</p> <p>第10条 受給者は、申請書の記載事項その他受給資格等に変更が生じた場合には、14日以内にひとり親家庭高等技能訓練促進費等受給資格変更届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(受給資格喪失の届出)</p> <p>第11条 受給者が第3条の規定に該当しなくなったときは、14日以内にひとり親家庭高等技能訓練促進費等受給資格喪失届を市長に提出しなければならない。</p> <p>(支給決定の取消し)</p> <p>第12条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給決定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 虚偽の申請により訓練促進費若しくは一時金の支給を受けようとし、又は受けたとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給決定取消通知書により当該受給者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に訓練促進費又は一時金が支給されているときは、その返還を命ずることができる。</p> <p>(修了報告)</p> <p>第13条 受給者は、修業期間が終了したときは、修了日から14日以内に修了を証する書類を添えて、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給対象資格受講修了報告書を市長に提出するものとする。</p> <p>(給付金の請求)</p> <p>第14条 受給者が、給付金の支払いを受けようとするときは、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等請求書を市長に提出し、市長はこれに基づき口座振替の方法により給付金を支給するものとする。</p>

(総社市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱の一部を改正する告示の一部改正)

第2条 総社市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等給付事業実施要綱の一部を改正する告示(平成24年総社市告示第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略 (支給期間及び支給申請の特例)</p> <p>3 平成24年3月31日までに修業を開始した者については、<u>訓練促進給付金</u>の支給対象となる期間は改正後の第5条第1項の規定にかかわらず修業する期間の全期間とし、支給申請は、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず施行日以後においても行うことができる。</p> <p>4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に修業を開始した者については、<u>訓練促進給付金</u>の支給対象となる期間は改正後の第5条第1項の規定にかかわらず修業する全期間とし、支給申請は改正後の第7条第2項の規定にかかわらず修業を開始した日以後に行うことができる。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 略 (支給期間及び支給申請の特例)</p> <p>3 平成24年3月31日までに修業を開始した者については、<u>訓練促進費</u>の支給対象となる期間は改正後の第5条第1項の規定にかかわらず修業する期間の全期間とし、支給申請は、改正後の第7条第2項の規定にかかわらず施行日以後においても行うことができる。</p> <p>4 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に修業を開始した者については、<u>訓練促進費</u>の支給対象となる期間は改正後の第5条第1項の規定にかかわらず修業する全期間とし、支給申請は改正後の第7条第2項の規定にかかわらず修業を開始した日以後に行うことができる。</p>

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第3条の改正(「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める部分に限る。)は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前までに支給決定しているものについては、なお従前の例による。